

平成 26 年度愛媛県地方局庁舎パンフレットスタンド取扱業者募集要項

1 趣旨

この要項は、東予地方局、中予地方局及び南予地方局（以下「各地方局」という。）の庁舎における広告実施要領に基づき、各地方局庁舎内のパンフレットスタンド設置に係る広告取扱業者の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 パンフレットスタンド設置施設等

| 施設名 | 庁舎所在地 | 設置場所 | 設置台数 | 庁舎職員数 |
|-----------------------|---------------|----------|------|---------|
| 西条庁舎（東予地方局） | 西条市喜多川 796-1 | 庁舎正面玄関内等 | 2台 | 約 300 人 |
| 今治庁舎 （東予地方局今治支局） | 今治市旭町 1-4-9 | 〃 | 2台 | 約 200 人 |
| 松山庁舎（中予地方局） | 松山市北持田町 132 | 〃 | 2台 | 約 500 人 |
| 宇和島庁舎（南予地方局） | 宇和島市天神町 7-1 | 〃 | 2台 | 約 300 人 |
| 八幡浜庁舎 （南予地方局八幡浜支局） | 八幡浜市北浜 1-3-37 | 〃 | 2台 | 約 200 人 |

3 募集の内容等

(1) 募集する広告取扱業者

1 業者

※ 2に掲げる施設（以下「各庁舎」という。）において、広告物（パンフレット、フリーペーパーなど。以下「パンフレット類」という。）を、一括して掲出する広告取扱業者 1 者を募集する。

(2) 募集広告の内容

ア パンフレットスタンド広告の場所

各庁舎ともに庁舎正面玄関内等（設置台数：10 台（各庁舎×2 台））

イ パンフレットスタンドのサイズ

A 4 版 2 列 5 段程度（幅 600 mm×高さ 1600 mm×奥行 500 mm程度（本体）のものとする。）

ウ その他

(ア) 広告主及び掲出する広告の募集は、広告取扱業者が行う。

(イ) 広告の掲出については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、各地方局庁舎広告実施要領、各地方局庁舎広告事業事務取扱要領及びパンフレットスタンド設置仕様書に従うこと。

(ウ) 広告主及びパンフレット類の内容については、掲出前に県の審査を受けなければ掲出することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

- (エ) パンフレットスタンドの設置・撤去及びパンフレット類の掲出・補充・撤収は、広告取扱業者の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とする。(※庁舎内において補充用在庫の保管等は行わない。)
- (オ) パンフレット類の掲出等に当たっては、各庁舎の事業所管部署（各地方局地域政策課又は各支局総務県民室）と協議のうえ、業務に支障が生じない時間帯に実施すること。
- (カ) パンフレット類の掲出に当たり、広告取扱業者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要がある。(別添契約書(案)参照のこと。)
- (キ) 広告取扱業者は、パンフレットスタンドを設置する庁舎ごとに「行政財産使用許可申請書」を各庁舎管理者に提出し、その許可を得るとともに、使用面積に応じ行政財産使用料を県に納付しなければならない。(参考：行政財産使用料 m²当たり 2,390 円/年)

(3) パンフレットスタンド設置期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

4 見積参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、平成23、24年度及び25年度における製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 見積競争実施日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

5 見積参加手続き等

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所等

配布期間：平成26年2月14日（金）から平成26年2月27日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

配布場所：下記の各地方局担当課において配布

愛媛県西条庁舎（東予地方局）

西条市喜多川 796-1 東予地方局地域政策課地域振興係

愛媛県今治庁舎（東予地方局今治支局）

今治市旭町 1-4-9 東予地方局今治支局総務県民室総務県民防災グループ

愛媛県松山庁舎（中予地方局）

松山市北持田町 132 中予地方局地域政策課企画調整係

愛媛県宇和島庁舎（南予地方局）

宇和島市天神町 7-1 南予地方局地域政策課地域振興係

愛媛県八幡浜庁舎（南予地方局八幡浜支局）

八幡浜市北浜 1-3-37 南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ

なお、募集要項等は愛媛県ホームページからも入手できる。

(県ホームページアドレス)

<http://www.pref.ehime.jp/chu52147/koukoku.html>

おって、県ホームページから募集要項等入手し、見積に参加しようとする場合において、4の(2)の見積参加資格の有無の確認を要する場合は、中予地方局地域政策課まで連絡のこと。

(2) 見積書提出期限及び提出先

日 時：平成26年2月28日（金）正午

提出先：松山市北持田町132 愛媛県松山庁舎4階 中予地方局地域政策課

(3) 見積書提出等の条件

- ・ 見積参加者は、別紙様式による見積書を期日までに、定められた提出先に、直接提出しなければならない。また、郵送及び電送による提出は認めない。
- ・ 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該課税相当分の金額込みで見積書に記載すること。

6 見積競争

- (1) 見積参加者は、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、各地方局庁舎広告実施要領、各地方局庁舎広告事業事務取扱要領、パンフレットスタンド設置仕様書、地方局庁舎パンフレットスタンド設置事業実施取扱契約書（案）、愛媛県会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、見積りしなければならない。見積後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書及び見積りに係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また見積金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 見積参加者は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、見積金額は、アラビア数字を用いること。
- (4) 見積参加者は、その提出した見積書を引き換え、変更し、又は取消すことはできない。
- (5) 見積金額は、パンフレットスタンド10台当たりの広告料（1年分）（消費税及び地方消費税含む。）を見積書に記載すること。

7 採用者の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者で、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該日時に出頭しない者については、契約の相手方となることを辞退したものとみ

なす。

- (3) 県は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに採用額を、契約の相手方とならなかった競争見積参加者に通知するものとする。
- (4) 県は、契約の相手方が、指定の期日までに契約の締結をしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

免除とする。

9 契約書の作成

- (1) 見積りを執行し契約の相手方が決定した日から5日以内（土、日曜日及び祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおり

11 その他

- (1) 見積参加者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、各地方局庁舎広告実施要領、各地方局庁舎広告事業事務取扱要領、パンフレットスタンド設置仕様書及び平成26年度地方局庁舎パンフレットスタンド設置事業実施取扱契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- (2) 見積りに要する費用は、見積参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。

12 問合せ先

- (募集全般及び松山庁舎担当) 〒790-8502 松山市北持田町132
中予地方局地域政策課企画調整係 (電話 089-909-8751)
- (西条・今治庁舎担当) 〒793-0042 西条市喜多川796-1
東予地方局地域政策課地域振興係 (電話 0897-56-0710)
- (宇和島・八幡浜庁舎担当) 〒798-8511 宇和島市天神町7-1
南予地方局地域政策課地域振興係 (電話 0895-28-6143)

見積書

平成 年 月 日

東予地方局長 }
中予地方局長 } 様
南予地方局長 }

見積者

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

㊞

¥

ただし、

愛媛県地方局庁舎パンフレットスタンド設置事業に係る広告料（年額）
＜パンフレットスタンド：計10台当りの広告料（1年分）＞

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ見積りいたします。
なお、上記金額には消費税及び地方消費税を含む。